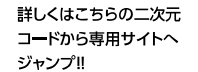


＜団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険＞



保障します。

**病気※やケガを
保障できます。**

ケガ

病氣※

*精神障害など、一部保障の対象外となる場合があります。

①加入対象者

新たにこの融資を受けられる所定の年齢範囲内の方のうち、事務幹事理事会が承諾した方がご加入いただけます。ただし、以下に該当する場合は、団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険にはご加入いただけません。

- がん（悪性しゅよう・肉腫・悪性リンパ腫・白血病・上皮下がん・皮膚がんを含みます）の既往歴のある方
- 告知日現在、病気をはげけにより休職中・休業中の方

②加入手続き

「申込書兼告知書」をご提出いただきます。なお、借入金額(保険金額)が通算で5,000万円を超える場合には、事務幹事保険会社所定の「専用診断書」をご提出ください。また、告知の内容によっては医師の診断書等を追加してご提出いただくことがあります。

※健康状態によっては、ご加入をお断りする場合もございますのであらかじめご了承ください。

取扱金融機関

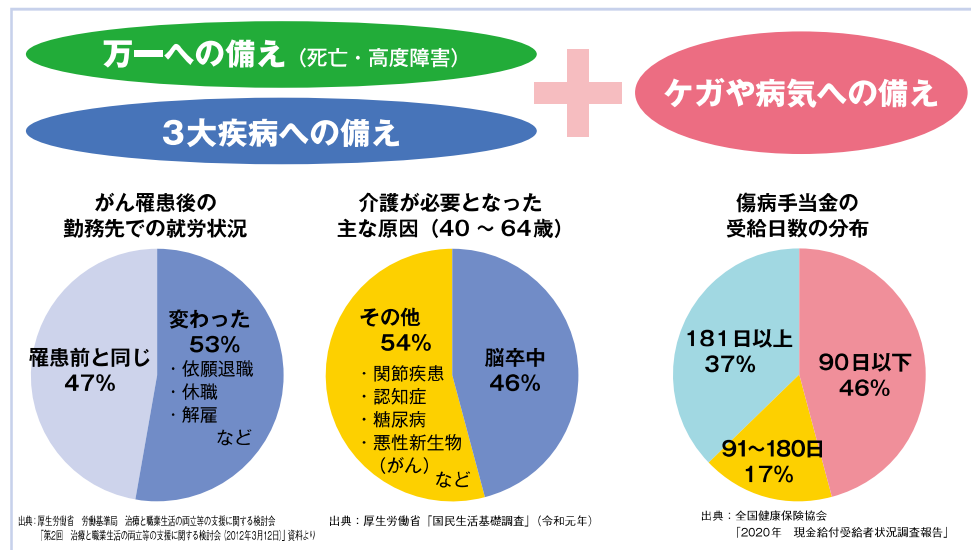


for your dream and happiness

・これらの保険の詳細については、「申込書兼告知書」に添付の「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付リニース特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」および「申込書兼告知書」裏面の「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付リニース特約付団体信用生命保険のご説明」を必ずご確認ください。

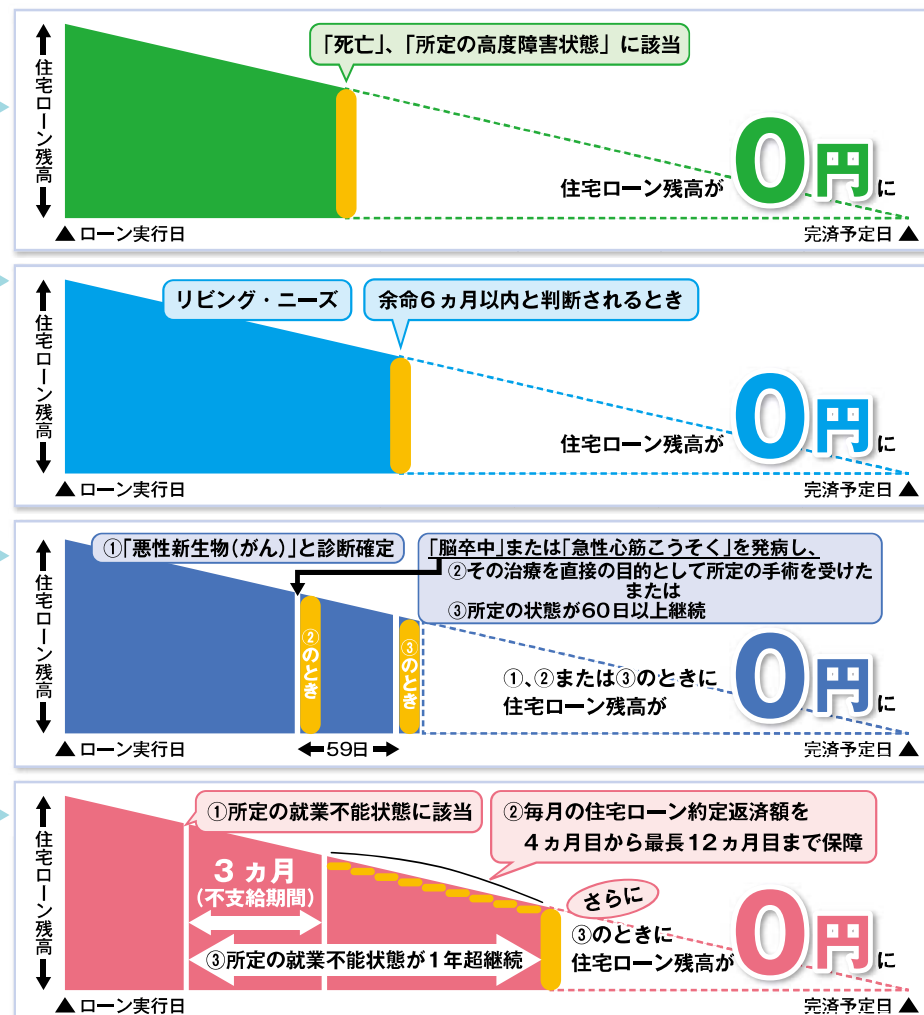
2 特徴

ご加入者が保険期間中に以下のお支払事由に該当された場合に、保険金等をお支払いし、債務の返済に充当するしくみの団体保険です。(以下、(*)は当チラシの4頁をご参照ください)



3 お支払いのイメージ

お支払事由により、該当する時期やお支払いの対象となる金額は異なります。



「所定の就業不能状態」について (*)	
以下の「入院」または「在宅療養」をしている状態を、保険金等のお支払い対象といたします。	
「入院」	「在宅療養」
「病院」もしくは「診療所」への治療を目的とした「入院」をしていること > 上記の「病院」もしくは「診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。 ①医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所 ②上記①の場合と同等の日本国外にある医療施設	以下のいずれかに該当する状態にあり、医師の指示による「在宅療養」をしていること ①身のまわりのある程度のことではあるが、しばしば介助が必要で、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの ②身のまわりのこともできず、常に介助を必要とし、終日就床を強いられ、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの
> 上記の「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院もしくは診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。	> 上記の「在宅療養」とは、日本国内にある自宅等(病院および診療所以外の場所をいいます。)で治療、養生に専念することをいいます。